|  |
| --- |
| 様式第１号（第４条関係）介護用品受給資格認定申請書　　年　　月　　日　香美市長　　様香美市介護用品支給要綱第４条第１項の規定により次のとおり介護用品支給資格の認定を申請します。　　申請者：支給対象者　〒　　　　　　　（介護している人）　住　所　香美市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　要介護者との続柄　　　　電話番号　　　　　　　　　　　世帯課税状況　　　　　　　　　　　　　要介護認定者　　住　所　香美市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（介護を受けている人）フリガナ氏　名　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　　現在の在宅状況　確認欄 □　**入院や施設入所をしておらず、在宅で生活しています。**電話番号　　　　　　　　　　要介護度　　　　　　　　　　　世帯課税状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護認定期間　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ケアマネージャ　無・有（事業所名等　　　　　　　　　　　　　　）　　　同意書：介護用品支給認定の為、本人（支給対象者・要介護者）及び世帯員の課税状況につき市長が税務関係当局に報告を求めることに本人及び世帯員とも同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名　　　　　　　　　　　　　 |
| ※市記載欄　（確認日：　　年　　月　　日） |
| 非課税　・　課税 | 介護度（　　　） | 支給認定期間：　　　年　月　日～　　　年　月　日 |
| 決定日：　　年　　月　　日 | 課長 | 班長 | 係長 | 係 |
| 支給認定：　　可　・　不可 |  |  |  |  |

**令和６年度**

介護用品支給制度のお知らせ

香美市では、要介護４又は５の認定を受けた方を在宅で常時介護されている家族の方に

対し、介護用品の支給（償還払い）を行います。

購入した介護用品に対して、ひと月に購入金額５,０００円までの支給をします。

※この制度は申請により利用の可否が決定されます

対象となる方

※要介護４又は５の認定を受けた方(要介護者)を在宅で常時介護されている　　　　家族の方（介護者）

※要介護者・介護者ともに香美市に住民票があり現に居住している　　　　　　　　市民税非課税世帯の方

＊現在、入院、入所をされている方、課税状況の変更等で対象にならない方にご案内している場合はご容赦ください。

～申請から支給までの流れ～

1. 申請

　　　　　　　　　　　・介護用品受給資格認定申請書の提出

　　　　　　　　　　　　※介護保険被保険者証(要介護者)をご持参ください。

　　　　　　　　　　　　※介護支援専門員(ケアマネジャー)が代行申請できます。

　　　　　　　　介護認定・市民税課税状況の確認

1. 認定

・介護用品受給資格についての通知書等が届きます。

　　　　　　　　　　※支給限度額・支給期間等の詳細な説明が同封されています。

　　　　　　　　　・介護用品を購入

1. 購入

　　　　　　　　　　　　　　　　※支給認定日(申請受付日)後の購入品が支給対象になります。

　　　　　　　　　　　　　　　　※対象となる商品が決まっています。(例：紙おむつ・尿とりパット等)

　　　　　　　　　・購入された介護用品の領収証・レシート・介護用品支給券・請求書を提出

1. 支給申請

　　　　　　　　　　　　　　　　※領収証等を確認後、届出の金融機関へ振り込みになります。

☆現在は入院中の方が退院した時などは、お問い合わせください。

問合せ・申し込み先

　　香美市役所 高齢介護課 地域包括支援班

香美市地域包括支援センター(電話０８８７-５３-３１２７)

〒７８２－８５０１　　香美市土佐山田町宝町１丁目２番１号